

表 9.9-14(14) 保全すべき種の予測結果（ヌマトラノオ）

項目	内容					
主な生育環境	河川敷や休耕田等の湿性の草地に生育する。					
	予測地域 (ha)	1.7	改変区域内 (ha)	0	予測地域に対する 消失の割合 (%)	0
現地確認状況	対象事業実施区域外の調査範囲南東側の綾瀬川の河川敷で 42 例が確認された。					
	対象事業 実施区域内	0 例	対象事業 実施区域外	42 例		
予測結果	<p>対象事業実施区域周辺で確認されたヌマトラノオは 42 例で、対象事業実施区域内では確認されなかったことから、生育地は残される。</p> <p>本種の主な生育環境は、河川敷や休耕田等の湿性の草地であり、対象事業実施区域内にこのような環境はないことから、事業の実施に伴う改変等の影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による間接的影響は低減されることから、工事中における間接的影響は極めて小さいと考えられる。なお、濁水による生育環境の質的变化は生じないと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生育環境の改変による影響、及び生育環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p>					

確認位置

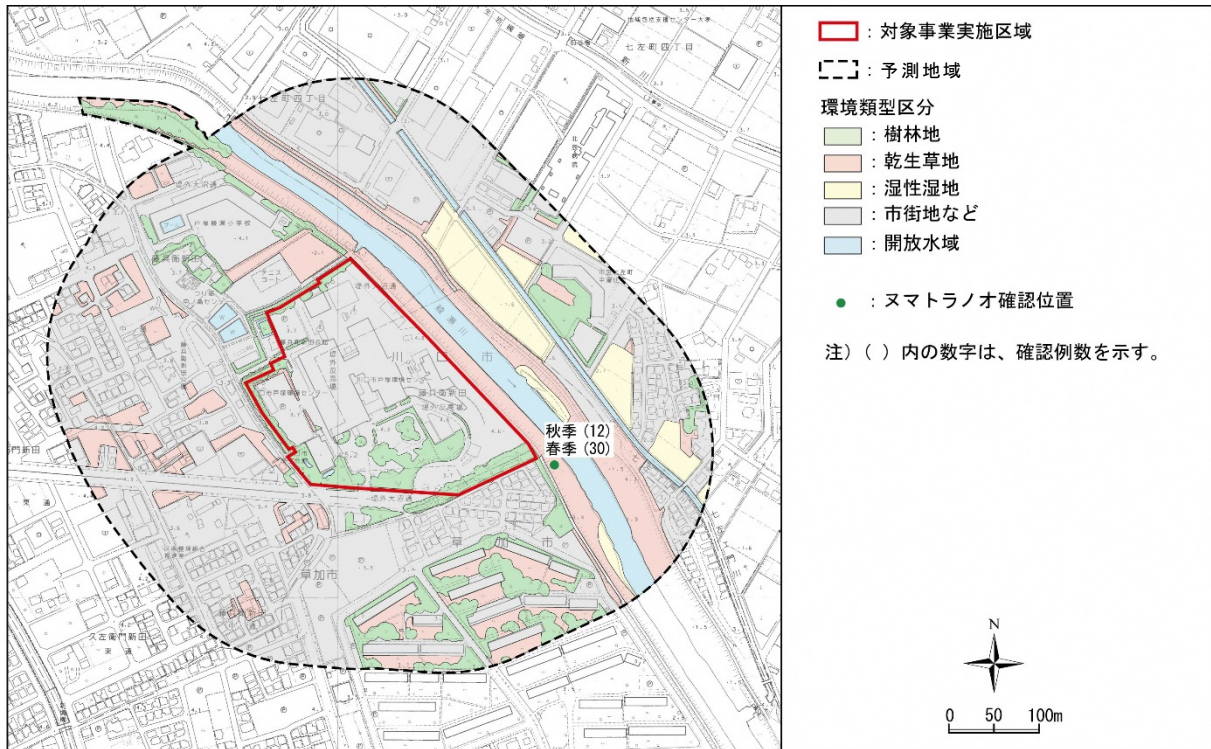
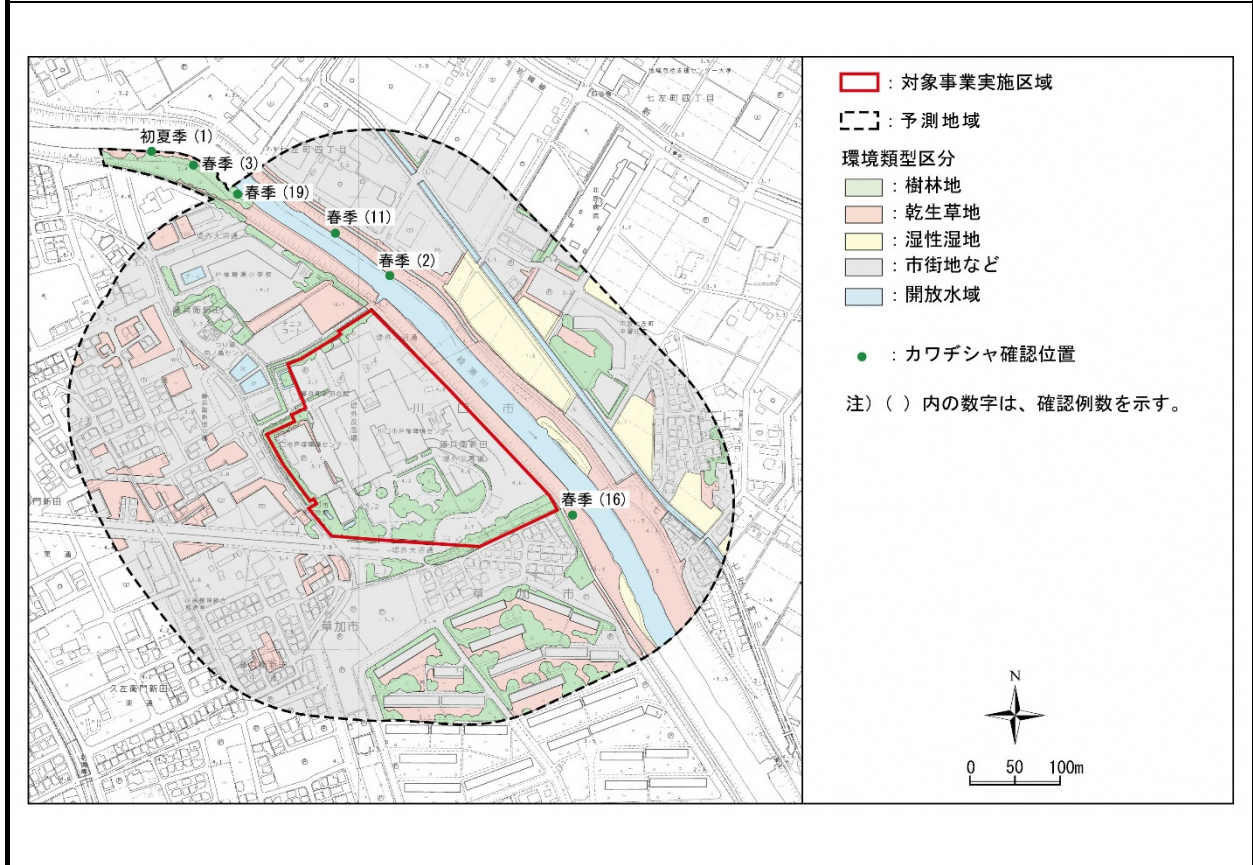


表 9.9-14(15) 保全すべき種の予測結果 (カワヂシャ)

項目	内容				
主な生育環境	日当たりのよい河岸、水路、休耕田。				
	予測地域 (ha)	4.0	改変区域内 (ha)	0 ^{注)}	予測地域に対する消失の割合 (%)
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬の森の水際 2 箇所、対象事業実施区域外の綾瀬川の水際 4 箇所、計 6 箇所が確認された。				
	対象事業実施区域内	0 例	対象事業実施区域外	52 例	
予測結果	<p>対象事業実施区域周辺で確認されたカワヂシャは 52 例で、対象事業実施区域内では確認されなかったことから、生育地は残される。</p> <p>本種の主な生育環境は、日当たりのよい河岸、水路、休耕田である。対象事業実施区域内の開放水域は人工的な庭園であり、事業実施区域内に本種の生育環境はないことから、事業の実施に伴う改変等の影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による間接的影響は低減されることから、工事中における間接的影響は極めて小さいと考えられる。なお、濁水による生育環境の質的变化は生じないと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生育環境の改変による影響、及び生育環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p>				

確認位置

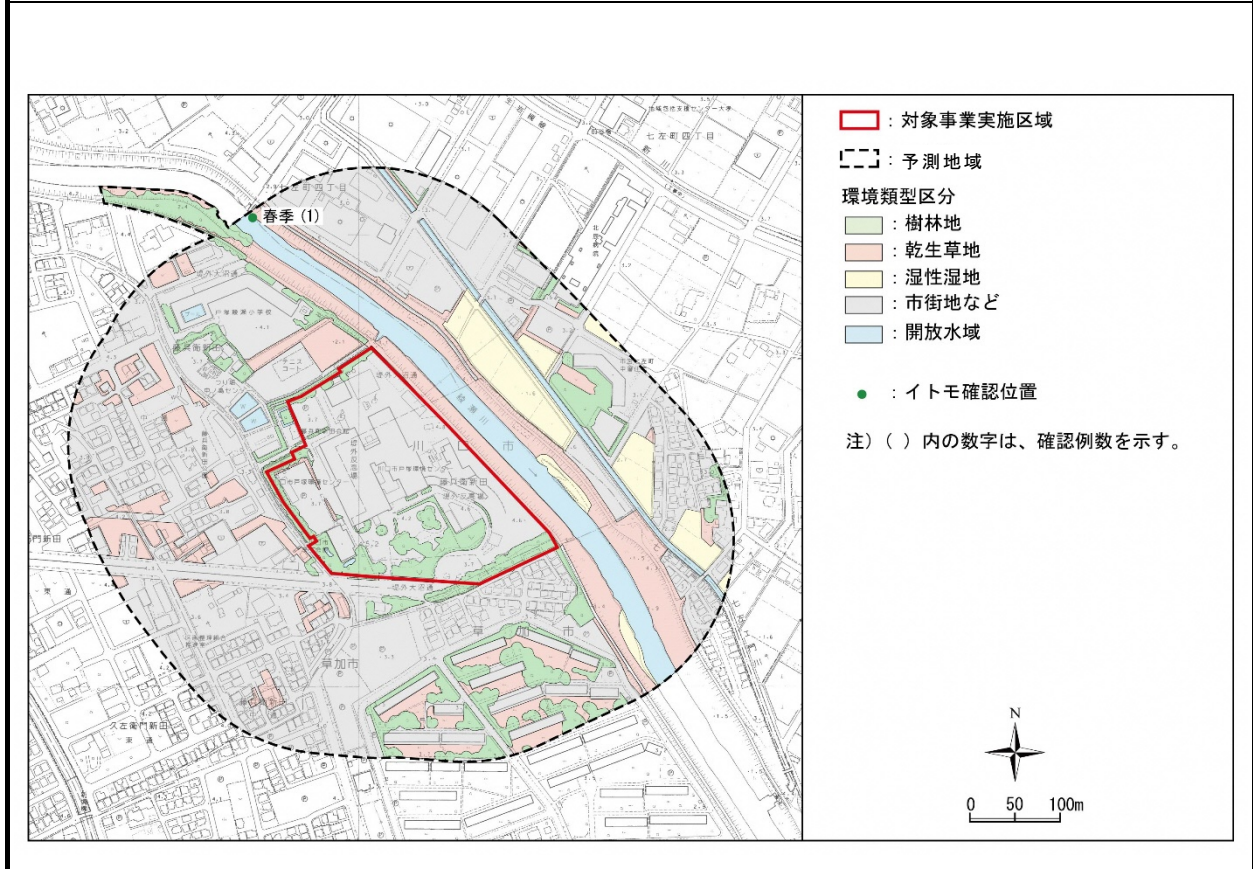


注) 改変区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生育環境ではないため、改変区域内の生育環境から除外した。

表 9.9-14(16) 保全すべき種の予測結果 (イトモ)

項目	内容					
主な生育環境	低地帯の澄んだ溜池や沼。					
	予測地域 (ha)	2.3	変更区域内 (ha)	0 ^{注)}	予測地域に対する 消失の割合 (%)	0 ^{注)}
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬川で1例が確認された。					
	対象事業 実施区域内	0例	対象事業 実施区域外	1例		
予測結果	<p>対象事業実施区域周辺で確認されたイトモは1例で、対象事業実施区域内では確認されなかったことから、生育地は残される。</p> <p>本種の主な生育環境は、低地帯の澄んだ溜池や沼である。対象事業実施区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生育環境ではないことから、事業の実施に伴う変更等の影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による間接的影響は低減されることから、工事中における間接的影響は極めて小さいと考えられる。なお、濁水による生育環境の質的变化は生じないと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生育環境の改変による影響、及び生育環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p>					

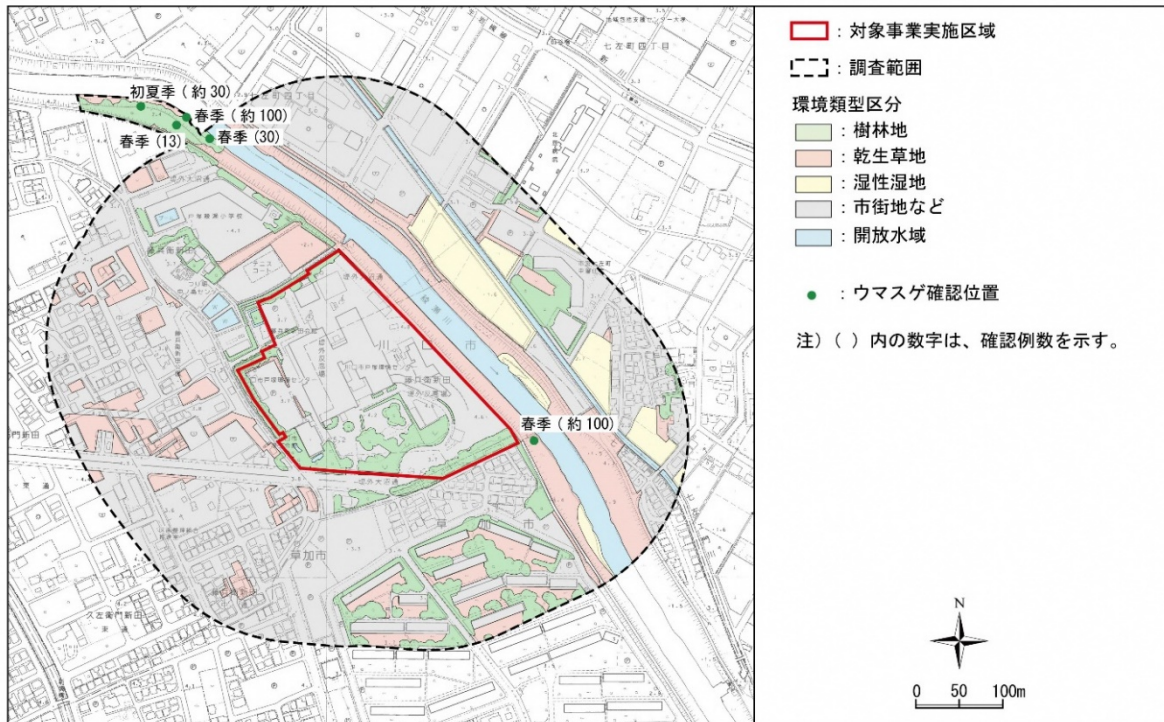
確認位置



注) 変更区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生育環境ではないため、変更区域内の生育環境から除外した。

表 9.9-14(17) 保全すべき種の予測結果（ウマスゲ）

項目	内容				
主な生育環境	低地帯の河畦の低沼地。				
	予測地域 (ha)	1.7	変更区域内 (ha)	0	予測地域に対する 消失の割合 (%)
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬の森の湿った林縁で約 30 例、綾瀬川の河川敷の湿地で約 100 例、綾瀬川の水際で 30 例、綾瀬の森の綾瀬川の水際 2 箇所計約 113 例が確認された。				
	対象事業 実施区域内	0 例	対象事業 実施区域外	約 273 例	
予測結果	<p>対象事業実施区域周辺で確認されたウマスゲは約 273 例で、対象事業実施区域内では確認されなかったことから、生育地は残される。本種は低地帯の河畦の低沼地を生育環境としており、生育環境は残される。</p> <p>本種の主な生育環境は、低地帯の川畦の低沼地であり、対象事業実施区域内にこのような環境はないことから、事業の実施に伴う変更等の影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による間接的影響は低減されることから、工事中における間接的影響は極めて小さいと考えられる。なお、濁水による生育環境の質的变化は生じないと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生育環境の変更による影響、及び生育環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p>				
確認位置					



ウ 緑被率または緑視率等を指標とした緑の量

(ア) 緑被率

事業の実施に伴う緑被率の変化の状況は、表 9.9-15 に示すとおりである。

予測地域では、事業の実施により、対象事業実施区域内の植栽 0.9ha、竹林 0.1ha が改変されるものの、緑地等の整備により緑被率は現況の 31.1%に対して、施設の存在時には 31.3%となる。

したがって、施設の存在時における緑被率は、現況から大きな変化はなく、現況と同様の状況が維持されると予測される。

表 9.9-15 事業の実施に伴う緑被率の変化（予測地域）

調査項目	番号	群落名	予測地域内の面積 (ha)			
			現況	造成に伴う 改変面積	緑化面積 ^{注)}	施設の 存在時
緑の量 (緑被率)	A	チガヤーチゴザサ群落	0.4	0	0	0.4
	B	ヨシ群落	0.2	0	0	0.2
	C	アレチウリーオオオナモミ群落	0.4	0	0	0.4
	D	クワモドキーセイバンモロコシ群落	1.5	0	0	1.5
	E	植栽	3.8	0.9	1.0	3.9
	F	竹林	0.1	0.1	0	0.0
	G	管理草地	1.1	0	0	1.1
	H	畑地雑草群落	0.3	0	0	0.3
	I	水田雑草群落	1.5	0	0	1.5
	J	荒地雑草群落	1.6	0	0	1.6
	K	路傍雑草群落	0.4	0	0	0.4
		緑地面積	11.3	1.0	1.0	11.4
		緑被率 (%)	31.1			31.3
	その他の土地利用を含む面積			25.0	2.8	2.8
合 計			36.3	3.8	3.8	36.3

注) 緑化面積は、対象事業実施区域内の造成範囲内の面積を示す。




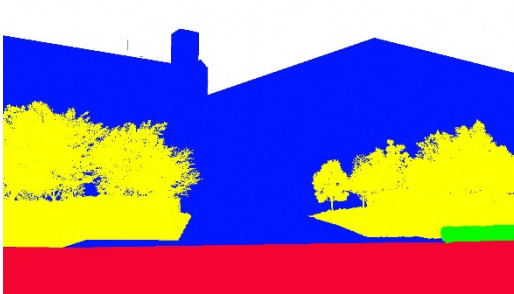

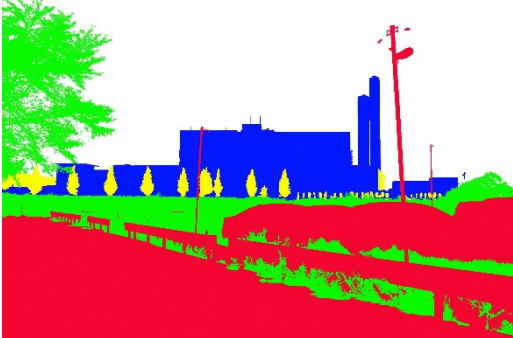

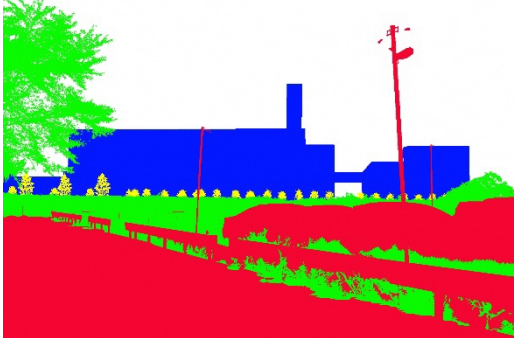
(イ) 緑視率

緑視率の予測結果は、表 9.9-16 に示すとおりである。

No.1 地点からの眺望景観の緑視率は、現況で 41.0%であったものが、施設の存在時には 22.0%となった。No.2 地点からの眺望景観の緑視率は、現況で 17.3%であったものが、施設の存在時には 16.5%となった。

No.1 地点では、施設の存在時の緑視率は、現況の約半分程度まで減少すると予測される。No.2 地点では、施設の存在時の緑視率は、現況と大きな変化はなく、現況と同様の状況が維持されると予測される。

表 9.9-16 緑視率の予測結果

地点	緑の視認状況・緑視率	
No.1	<p>(現況)</p>   <p>【緑視率：41.0%】</p>	<p>(施設の存在時)</p>   <p>【緑視率：22.0%】</p>
No.2	<p>(現況)</p>   <p>【緑視率：17.3%】</p>	<p>(施設の存在時)</p>   <p>【緑視率：16.5%】</p>

注) 緑視率の色分けの凡例
 黄色：対象事業実施区域内の緑 緑色：対象事業実施区域外の緑
 青色：対象事業実施区域内の構造物 赤色：対象事業実施区域外の構造物 白色：その他

9.9.3 評価

(1) 工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響

1) 評価方法

ア 影響の回避・低減の観点

工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響が、事業者により実行可能な範囲内
でできる限り回避され、または低減されているかどうかについて明らかにした。

イ 基準・目標等との整合性の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全
に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として
設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予
測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

植物に係る環境保全目標は、「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）、
「第4次埼玉県国土利用計画」（平成22年、埼玉県）及び「埼玉県5か年計画 希望・
活躍・うるおいの埼玉」（平成29年、埼玉県）等の計画等において、今後の施策や目標
等が表9.9-17のとおり示されている。

以上のことから、植物に係る環境保全目標は、「保全すべき植物種の生育環境を保全
すること」とした。

表 9.9-17 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）	<p>【長期的な目標】 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」（平成22年、埼玉県）	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」（平成29年、埼玉県）	<p>【南部地域の施策展開】 豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年、埼玉県）	<p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』 <p>【地形別の緑のあり方】 低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。 市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」（平成30年、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」（平成30年、埼玉県）	<p>基本戦略1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる 基本戦略2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する 基本戦略3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「第5次川口市総合計画」（平成28年、川口市）	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」（平成30年、川口市）	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

ウ 環境の保全に関する配慮方針

本事業で実施する環境の保全に関する配慮方針に関する検討内容は表 9.9-18 に示すとおりである。

表 9.9-18 植物に関する環境の保全に関する配慮方針の検討内容

影響要因	環境保全措置の区分	影響の概要	環境の保全に関する配慮方針の概要	環境の保全に関する配慮方針による影響の低減の程度
造成等の工事	回避	生育環境の消失 生育環境の質的变化	対象事業実施区域の変更、造成計画の変更等により、保全すべき種の生育環境への影響を回避する。	現地調査結果より、対象事業実施区域内に保全すべき植物種が確認されず、対象事業実施区域周辺において確認された保全すべき植物種の生育環境に対しても、事業の実施に伴う生育環境の消失は認められなかったことから、回避及び低減措置としての対象事業実施区域の再選定や最小化は実施する必要がないものとした。
	回避・低減		構造等の変更による地形改変の最小化により影響を低減する。	
	低減	水質の変化	工事中に発生する濁水は、仮設沈砂池等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。	土砂の流出を防止するための各種対策を講じることから、周辺に生育する植物への影響は低減され、間接的な影響は生じないと考えられる。
施設の存在	低減	光環境の変化	対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。	高層建築物の建設予定はなく、高所からの照明による影響は想定されない。また、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、夜間の照明による光環境の変化は少なく、植物の生育環境への影響は極めて小さいと考えられる。
		緑視率の低下	対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。	対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長により施設等が隠蔽されることから、緑視率への影響を低減できると考えられる。
	代償	生育環境の消失	「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することで、生育環境を創出する。	在来植物を中心とした植栽により、新たな生育基盤が整備される。それらの生長と共に、適応する草本類が侵入することが考えられることから、植物に対して代償機能を有するものと考えられる。

2) 評価結果

ア 影響の回避・低減の観点

植物に関する環境の保全に関する配慮方針の検討内容より、実施することとした環境の保全に関する配慮方針は、表 9.9-19 に示すとおりである。

保全すべき植物種の生育地及び生育環境の消失は回避されることなどから、回避及び低減措置としての対象事業実施区域の再選定や最小化は実施する必要がないものと考えられる。

低減措置として、工事中では濁水の発生の抑制、施設の存在時では緩衝緑地の配置による光環境への影響の低減措置を実施する。

また、事業実施区域内の樹林地（植栽）は、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年、埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であることから、新たな植物の生育基盤として機能することが期待できる。

緑の量については、緑視率が低下する地点があるものの、対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長に伴い施設等が隠蔽され、人工的雰囲気緩和されることから、緑視率への影響は低減できると考えられる。

以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内で行える限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の創出により代償されると評価した。

表 9.9-19 植物に関する環境の保全に関する配慮方針

影響要因	環境保全措置等の区分	影響の概要	環境の保全に関する配慮方針	環境の保全に関する配慮方針の概要
造成等の工事	低減	水質の変化	濁水の発生抑制	工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。
施設の存在	低減	光環境の変化	緩衝緑地の配置	対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。
		緑視率の低下	緑地整備による人工的雰囲気の緩和	対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。
	代償	生育環境の消失	生育環境の創出	「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年、埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することで、生育環境を創出する。

イ 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境は消失せず、質的变化に対しても前掲表 9.9-19 に示す環境の保全に関する配慮方針を講ずることにより、保全すべき植物種への影響の低減（代償）が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。